

鳥取県告示第730号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月4日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

| 事業者の名称 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|----------------|---------------|------------|
| 株式会社キャンパス | 愛ハッピー居宅介護支援事業所 | 米子市西福原三丁目7-30 | 平成21年12月1日 |